



# 島根県報

平成18年 3 月31日 (金)  
号外 第 35 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 教委規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	( 教育庁総務課 )	1
島根県立学校管理職の評価に関する規則	( 高 校 教 育 課 )	1
島根県立学校教育職員の評価に関する規則	(       "      )	3
市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則	( 義 務 教 育 課 )	6
島根県市町村立学校管理職の評価に関する規則	(       "      )	6
島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則	(       "      )	8
島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則	( 生 涯 学 習 課 )	10

### 教委訓令

県立高等学校等の職員の勤務成績の評定に関する規程の廃止	( 高 校 教 育 課 )	11
-----------------------------	---------------	----

### 教育長訓令

島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正	(       "      )	11
------------------------	------------------	----

## 教 育 委 員 会 規 則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

### 島根県教育委員会規則第 9 号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則 (平成元年島根県教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「鵬丸」を「わかしまね」に改める。

### 附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県立学校管理職の評価に関する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

### 島根県教育委員会規則第10号

島根県立学校管理職の評価に関する規則

### ( 目的 )

第 1 条 この規則は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第40条第 1 項の規定に基づき、島根県教育委員会が行う教

育職員（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第2条に規定する教育職員のうち、校長及び教頭をいう。以下「管理職」という。）の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価及び評価の仕組みを通じ、管理職の成果の意識を持った学校経営・学校運営の取組及びその改善の促進並びに管理職の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。

（評価システムの構成）

第2条 評価システムは、目標申告制度及び勤務評価で構成し、勤務評価は、業績評価及び能力評価で構成する。

2 目標申告制度は、学校教育目標に基づく年度目標、具体的目標等の組織課題を管理職の自己目標とし、その達成を評価者が支援するものとする。

3 勤務評価は、目標申告制度における自己目標の達成状況を業績評価とし、また、管理職の日常の職務の遂行を通して発揮された能力、意欲及び姿勢を能力評価として、適正に評価し、記録するものとする。

（評価システムの対象者）

第3条 評価システムの対象者は、すべての管理職とする。ただし、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める管理職を除く。

（面接者、評価者及び調整者）

第4条 目標申告制度の面接者並びに勤務評価の評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

評価対象者	面接者	評価者		調整者
		第一次評価者	第二次評価者	
校長	教育長及び教育監	教育監	教育長	
教頭	高校教育課長及び校長	校長	高校教育課長	教育長

（勤務評価の種類）

第5条 勤務評価の種類は、定期評価及び特別評価とする。

（定期評価）

第6条 定期評価は、評価システムの対象者について、毎年度4月1日から翌年の3月31日までを対象期間として実施するものとする。ただし、教育長が別に定める管理職については、教育長が別に定める期間とする。

（特別評価）

第7条 特別評価は、教育長が必要があると認める管理職について、教育長が別に定めるところにより実施するものとする。

（目標申告制度及び勤務評価の業績評価の実施）

第8条 目標申告制度及び勤務評価の業績評価は、教育長が別に定める実施日に、教育長が別に定める勤務評価書（業績評価）の様式を用いて実施するものとする。

2 管理職は、自己目標及び目標達成のための手立て（以下「自己目標等」という。）を勤務評価書（業績評価）に記載し、評価者に提出するものとする。

3 評価者は、面接等を通じ、管理職に対して自己目標等の設定及び達成等について適切な指導及び助言を行い、管理職の自己目標等に係る取組を支援するものとする。

4 管理職は、定期評価においては、教育長が別に定める評価基準に基づき、自己目標の達成状況の自己評価を行い、その内容を記載した勤務評価書（業績評価）を評価者に提出するものとする。

5 評価者は、評価基準に基づき管理職の自己目標の達成状況の評価を行い、その内容を勤務評価書（業績評価）に記載するものとする。この場合において、定期評価については、勤務評価（業績評価）における管理職の自己評価の内容を参考とするものとする。

6 第一次評価者は、評価後、その内容を記載した勤務評価書（業績評価）を第二次評価者に提出するものとする。この

場合において、第一次評価者は、第二次評価者の求めに応じ、評価結果を説明するものとする。

7 評価者は、面接を通じ、第一次評価者の評価が記載された勤務評価書に基づき、管理職に対して指導及び助言を行うものとする。この場合において、評価者は、肯定的に評価した内容を積極的に伝える等の方法により、管理職の資質能力の向上と職務に対する意欲の向上を図るよう努めなければならない。

8 第二次評価者は、定期評価については、前項に規定する面接を実施した後、第一次評価者の評価結果、説明等及び面接を通じ確認した管理職の自己目標の達成状況等を参考にして評価を行い、特別評価については、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考にして評価を行うものとする。

(勤務評価の能力評価の実施)

第9条 勤務評価の能力評価は、教育長が別に定める実施日に、教育長が別に定める勤務評価書(能力評価)の様式を用いて実施するものとする。

2 管理職は、定期評価においては、教育長が別に定める評価基準に基づき自己評価を行い、その内容を記載した勤務評価書(能力評価)を評価者に提出するものとする。

3 評価者は、評価基準に基づき管理職の勤務評価(能力評価)を行うものとする。この場合において、定期評価については、勤務評価(能力評価)における管理職の自己評価の内容を参考にするものとする。

4 第一次評価者は、評価後、その内容を記載した勤務評価書(能力評価)を第二次評価者に提出するものとする。この場合において、第一次評価者は、第二次評価者の求めに応じ、評価結果を説明するものとする。

5 第二次評価者は、定期評価については、前条第7項に規定する面接を実施した後、第一次評価者の評価結果及び説明並びに面接を通じ確認した管理職の職務に対する意欲及び姿勢等を参考にして評価を行い、特別評価については、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考にして評価を行うものとする。

(評価の再考等)

第10条 調整者は、評価の適正な実施を確保するため、教頭を評価対象者とする評価者に対し、提出された評価の再考の指示その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

(定期評価の再評価)

第11条 評価者は、定期評価の実施後、3月31日までの間に、管理職の自己目標の達成状況及び職務遂行状況を評価に反映させる必要があると認めるときは再評価を行うものとする。

(勤務評価書の効力)

第12条 勤務評価書は、新たに勤務評価書が作成されるまでの間の当該管理職の勤務評価を示すものとみなす。

(評価結果の取扱い)

第13条 評価者及び調整者は、管理職の評価において知り得た情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

2 管理職の評価結果は、教育長の定めるところにより、管理職本人に開示するものとする。ただし、特別評価の結果については、教育長が開示することを必要と認める場合を除き、開示しないものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

---

島根県立学校教育職員の評価に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第11号

島根県立学校教育職員の評価に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づき、島根県教育委員会が行う教育職員(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)第2条に規定する教育職員のうち、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものに限る。以下同じ。)、実習主任、主任寄宿舍指導員、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。以下「職員」という。)の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価及び評価の仕組みを通じ、職員の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上並びに学校組織の活性化を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。

(評価システムの構成)

第2条 評価システムは、資質能力向上支援システム及び勤務評価で構成する。

- 2 資質能力向上支援システムは、職員が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した職務上の自己目標及び目標達成のための手立て(以下「自己目標等」という。)の達成を、評価者と所属組織が支援するとともに、その達成状況を当該職員及び評価者が評価するものとする。
- 3 勤務評価は、自己目標を含む職務全般について、職員の職務に取り組む意欲や姿勢、職務遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果等を適正に評価し、記録するものとする。

(評価システムの対象者)

第3条 評価システムの対象者は、すべての職員とする。ただし、島根県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める職員を除く。

(面接者、評価者及び調整者)

第4条 資質能力向上支援システムの面接者、評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)並びに勤務評価の評価者及び調整者は、次のとおりとする。

評価対象者	面接者	評価者		調整者
		第一次評価者	第二次評価者	
教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舍指導員、実習助手及び寄宿舍指導員	職員の所属する学校の校長及び教頭	職員の所属する学校の教頭	職員の所属する学校の校長	教育長

(資質能力向上支援システムの実施)

第5条 資質能力向上支援システムは、教育長が別に定める実施日及び評価対象期間に基づき、教育長が別に定める自己目標評価書の様式を用いて実施するものとする。

- 2 職員は、自己目標等を自己目標評価書に記載し、評価者に提出するものとする。
- 3 評価者は、面接等を通じ、職員に対して自己目標等の設定及び達成等について適切な指導及び助言を行うとともに、所属組織等を活用し、職員の自己目標等に係る取組を支援するものとする。
- 4 職員は、自己目標等の達成状況の自己評価を行い、その内容を記載した自己目標評価書を評価者に提出するものとする。
- 5 評価者は、職員の自己目標等の達成状況の評価を行い、その内容を記載した自己目標評価書を調整者に提出するものとする。
- 6 評価者は、調整者の確認後、第13条第2項の規定に基づき、面接を通じ、自己目標評価書及び勤務評価書を当該職員に開示し、その内容について説明するとともに、指導及び助言を行うものとする。この場合において、評価者は、肯定的に評価した内容を積極的に伝える等の方法により、職員の資質能力の向上と職務に対する意欲の向上を図るよう努めなければならない。

(勤務評価の種類)

第6条 勤務評価の種類は、定期評価及び特別評価とする。

## (定期評価)

第7条 定期評価は、評価システムの対象者について、毎年度4月1日から翌年の3月31日までを対象期間として実施するものとする。ただし、教育長が別に定める職員については、教育長が別に定める期間とする。

## (特別評価)

第8条 特別評価は、次に掲げる職員について、教育長が別に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 条件付採用期間中の職員
- (2) 教育長が必要があると認める職員

## (勤務評価の実施)

第9条 勤務評価は、教育長が別に定める実施日に、教育長が別に定める勤務評価書の様式を用いて実施するものとする。

- 2 職員は、定期評価においては、資質能力向上支援システムにおいて設定した自己目標等の達成状況を踏まえ、その職務全般について、教育長が別に定める評価基準に基づき自己評価を行い、その内容を記載した勤務評価書を評価者に提出するものとする。
- 3 評価者は、職員の職務全般について、評価基準に基づき適正な評価を行うものとする。この場合において、定期評価については、資質能力向上支援システムにおいて設定した自己目標等の達成状況についての職員の自己評価及び評価者評価の内容並びに勤務評価における職員の自己評価の内容を参考とし、また、特別評価については、職員の自己目標等に係る取組の内容を参考とするものとする。
- 4 第一次評価者は、評価後、その内容を記載した勤務評価書を第二次評価者に提出するものとする。この場合において、第一次評価者は、第二次評価者に評価結果を説明するものとする。
- 5 第二次評価者は、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考にして評価を行い、その内容を記載した勤務評価書を調整者に提出するものとする。

## (評価の再考等)

第10条 調整者は、評価の適正な実施を確保するため、評価者に対し、提出された評価の再考の指示その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

## (定期評価の再評価)

第11条 評価者は、定期評価の実施後、3月31日までの間に、職員の職務遂行状況を評価に反映させる必要があると認めるときは再評価を行うものとする。

## (勤務評価書の効力)

第12条 勤務評価書は、新たに勤務評価書が作成されるまでの間の当該職員の勤務評価を示すものとみなす。

## (評価結果の取扱い)

第13条 評価者及び調整者は、職員の評価において知り得た情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

- 2 職員の評価結果は、教育長の定めるところにより、職員本人に開示するものとする。ただし、特別評価の結果については、教育長が開示することを必要と認める場合を除き、開示しないものとする。

## (苦情の申出)

第14条 前条第2項の規定により評価結果の開示を受けた職員は、評価の結果に苦情があるときは、教育長が別に定めるところにより、教育長に苦情の申出をすることができる。

## (委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第12号

市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

島根県市町村立学校管理職の評価に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第13号

島根県市町村立学校管理職の評価に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第46条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第2条に規定する教職員のうち、校長及び教頭をいう。以下「管理職」という。）の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価及び評価の仕組みを通じ、管理職の成果の意識を持った学校経営・学校運営の取組及びその改善の促進並びに管理職の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。

（評価システムの構成）

第2条 評価システムは、目標申告制度及び勤務評価で構成し、勤務評価は、業績評価及び能力評価で構成する。

- 2 目標申告制度は、学校教育目標に基づく年度目標、具体的目標等の組織課題を管理職の自己目標とし、その達成を評価者が支援するものとする。
- 3 勤務評価は、目標申告制度における自己目標の達成状況を業績評価とし、また、管理職の日常の職務の遂行を通して発揮された能力、意欲及び姿勢を能力評価として、適正に評価し、記録するものとする。

（評価システムの対象者）

第3条 評価システムの対象者は、すべての管理職とする。ただし、島根県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める管理職を除く。

（面接者及び評価者）

第4条 目標申告制度の面接者及び勤務評価の評価者は、次のとおりとする。

評価対象者	面 接 者	評 価 者	
		第一次評価者	第二次評価者
校長	市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）及び市町村教育長が指定した者	市町村教育長が指定した者	市町村教育長
教頭	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者及び校長	校長	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者

（勤務評価の種類）

第5条 勤務評価の種類は、定期評価及び特別評価とする。

## ( 定期評価 )

第6条 定期評価は、評価システムの対象者について、毎年度4月1日から翌年の3月31日までを対象期間として実施するものとする。ただし、県教育長が別に定める管理職については、県教育長が別に定める期間とする。

## ( 特別評価 )

第7条 特別評価は、県教育長又は市町村教育長が必要があると認める管理職について、県教育長が別に定めるところにより実施するものとする。

## ( 目標申告制度及び勤務評価の業績評価の実施 )

第8条 目標申告制度及び勤務評価の業績評価は、県教育長が別に定める実施日に、県教育長が別に定める勤務評価書 ( 業績評価 ) の様式を用いて実施するものとする。

- 2 管理職は、自己目標及び目標達成のための手立て ( 以下「自己目標等」という。 ) を勤務評価書 ( 業績評価 ) に記載し、評価者に提出するものとする。
- 3 評価者は、面接等を通じ、管理職に対して自己目標等の設定及び達成等について適切な指導及び助言を行い、管理職の自己目標等に係る取組を支援するものとする。
- 4 管理職は、定期評価においては、県教育長が別に定める評価基準に基づき、自己目標の達成状況の自己評価を行い、その内容を記載した勤務評価書 ( 業績評価 ) を評価者に提出するものとする。
- 5 評価者は、評価基準に基づき管理職の自己目標の達成状況の評価を行い、その内容を勤務評価書 ( 業績評価 ) に記載するものとする。この場合において、定期評価については、勤務評価 ( 業績評価 ) における管理職の自己評価の内容を参考とするものとする。
- 6 第一次評価者は、評価後、その内容を記載した勤務評価書 ( 業績評価 ) を第二次評価者に提出するものとする。この場合において、第一次評価者は、第二次評価者の求めに応じ、評価結果を説明するものとする。
- 7 評価者は、面接を通じ、第一次評価者の評価が記載された勤務評価書に基づき、管理職に対して指導及び助言を行うものとする。この場合において、評価者は、肯定的に評価した内容を積極的に伝える等の方法により、管理職の資質能力の向上と職務に対する意欲の向上を図るよう努めなければならない。
- 8 第二次評価者は、定期評価については、前項に規定する面接を実施した後、第一次評価者の評価結果、説明等及び面接を通じ確認した管理職の自己目標の達成状況等を参考にして評価を行い、特別評価については、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考にして評価を行うものとする。

## ( 勤務評価の能力評価の実施 )

第9条 勤務評価の能力評価は、県教育長が別に定める実施日に、県教育長が別に定める勤務評価書 ( 能力評価 ) の様式を用いて実施するものとする。

- 2 管理職は、定期評価においては、県教育長が別に定める評価基準に基づき自己評価を行い、その内容を記載した勤務評価書 ( 能力評価 ) を評価者に提出するものとする。
- 3 評価者は、評価基準に基づき管理職の勤務評価 ( 能力評価 ) を行うものとする。この場合において、定期評価については、勤務評価 ( 能力評価 ) における管理職の自己評価の内容を参考にするものとする。
- 4 第一次評価者は、評価後、その内容を記載した勤務評価書 ( 能力評価 ) を第二次評価者に提出するものとする。この場合において、第一次評価者は、第二次評価者の求めに応じ、評価結果を説明するものとする。
- 5 第二次評価者は、定期評価については、前条第7項に規定する面接を実施した後、第一次評価者の評価結果及び説明並びに面接を通じ確認した管理職の職務に対する意欲及び姿勢等を参考にして評価を行い、特別評価については、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考にして評価を行うものとする。

## ( 市町村教育委員会の報告 )

第10条 市町村教育委員会は、管理職の評価を実施したときは、県教育長が別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

## ( 定期評価の再評価 )

第11条 評価者は、定期評価の実施後、3月31日までの間に、管理職の自己目標の達成状況及び職務遂行状況を評価に反

映させる必要があると認めるときは再評価を行うものとする。

(勤務評価書の効力)

第12条 勤務評価書は、新たに勤務評価書が作成されるまでの間の当該管理職の勤務評価を示すものとみなす。

(評価結果の取扱い)

第13条 評価者は、管理職の評価において知り得た情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

2 管理職の評価結果は、県教育長の定めるところにより、管理職本人に開示するものとする。ただし、特別評価の結果については、県教育長が開示することを必要と認める場合を除き、開示しないものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

---

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第14号

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第46条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う県費負担教職員(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)第2条に規定する教職員のうち、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものに限る。以下同じ。)、学校栄養職員及び事務職員をいう。以下「職員」という。)の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価及び評価の仕組を通じ、職員の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上並びに学校組織の活性化を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。

(評価システムの構成)

第2条 評価システムは、資質能力向上支援システム及び勤務評価で構成する。

2 資質能力向上支援システムは、職員が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した職務上の自己目標及び目標達成のための手立て(以下「自己目標等」という。)の達成を、評価者と所属組織が支援するとともに、その達成状況を当該職員及び評価者が評価するものとする。

3 勤務評価は、自己目標を含む職務全般について、職員の職務に取り組む意欲や姿勢、職務遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果等を適正に評価し、記録するものとする。

(評価システムの対象者)

第3条 評価システムの対象者は、すべての職員とする。ただし、島根県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が別に定める職員を除く。

(面接者、評価者及び調整者)

第4条 資質能力向上支援システムの面接者、評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)並びに勤務評価の評価者及び調整者は、次のとおりとする。

評価対象者	面接者	評価者		調整者
		第一次評価者	第二次評価者	
教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場に勤務する学校栄養職員を除く。）及び事務職員	職員の所属する学校の校長及び教頭	職員の所属する学校の教頭	職員の所属する学校の校長	市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）
共同調理場に勤務する学校栄養職員	共同調理場の長及び市町村教育長が指定した者	市町村教育長が指定した者	職員の所属する共同調理場の長	市町村教育長

（資質能力向上支援システムの実施）

第5条 資質能力向上支援システムは、県教育長が別に定める実施日及び評価対象期間に基づき、県教育長が別に定める自己目標評価書の様式を用いて実施するものとする。

2 職員は、自己目標等を自己目標評価書に記載し、評価者に提出するものとする。

3 評価者は、面接等を通じ、職員に対して自己目標等の設定及び達成等について適切な指導及び助言を行うとともに、所属組織等を活用し、職員の自己目標等に係る取組を支援するものとする。

4 職員は、自己目標等の達成状況の自己評価を行い、その内容を記載した自己目標評価書を評価者に提出するものとする。

5 評価者は、職員の自己目標等の達成状況の評価を行い、その内容を記載した自己目標評価書を調整者に提出するものとする。

6 評価者は、調整者の確認後、第14条第2項の規定に基づき、面接を通じ、自己目標評価書及び勤務評価書を当該職員に開示し、その内容について説明するとともに、指導及び助言を行うものとする。この場合において、評価者は、肯定的に評価した内容を積極的に伝える等の方法により、職員の資質能力の向上と職務に対する意欲の向上を図るよう努めなければならない。

（勤務評価の種類）

第6条 勤務評価の種類は、定期評価及び特別評価とする。

（定期評価）

第7条 定期評価は、評価システムの対象者について、毎年度4月1日から翌年の3月31日までを対象期間として実施するものとする。ただし、県教育長が別に定める職員については、県教育長が別に定める期間とする。

（特別評価）

第8条 特別評価は、次に掲げる職員について、県教育長が別に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 条件附採用期間中の職員
- (2) 県教育長又は市町村教育長が必要があると認める職員

（勤務評価の実施）

第9条 勤務評価は、県教育長が別に定める実施日に、県教育長が別に定める勤務評価書の様式を用いて実施するものとする。

2 職員は、定期評価においては、資質能力向上支援システムにおいて設定した自己目標等の達成状況を踏まえ、その職務全般について、県教育長が別に定める評価基準に基づき自己評価を行い、その内容を記載した勤務評価書を評価者に提出するものとする。

3 評価者は、職員の職務全般について、評価基準に基づき適正な評価を行うものとする。この場合において、定期評価については、資質能力向上支援システムにおいて設定した自己目標等の達成状況についての職員の自己評価及び評価者評価の内容並びに勤務評価における職員の自己評価の内容を参考とし、また、特別評価については、職員の自己目標等に係る取組の内容を参考とするものとする。

4 第一次評価者は、評価後、その内容を記載した勤務評価書を第二次評価者に提出するものとする。この場合において、第一次評価者は、第二次評価者に評価結果を説明するものとする。

5 第二次評価者は、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考にして評価を行い、その内容を記載した勤務評価書を調整者に提出するものとする。

(評価の再考等)

第10条 調整者は、評価の適正な実施を確保するため、評価者に対し、提出された評価の再考の指示その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

(市町村教育委員会の報告)

第11条 市町村教育委員会は、職員の評価を実施したときは、県教育長が別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

(定期評価の再評価)

第12条 評価者は、定期評価の実施後、3月31日までの間に、職員の職務遂行状況を評価に反映させる必要があると認めるときは再評価を行うものとする。

(勤務評価書の効力)

第13条 勤務評価書は、新たに勤務評価書が作成されるまでの間の当該職員の勤務評価を示すものとみなす。

(評価結果の取扱い)

第14条 評価者及び調整者は、職員の評価において知り得た情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

2 職員の評価結果は、県教育長の定めるところにより、職員本人に開示するものとする。ただし、特別評価の結果については、県教育長が開示することを必要と認める場合を除き、開示しないものとする。

(苦情の申出)

第15条 前条第2項の規定により評価結果の開示を受けた職員は、評価の結果に苦情があるときは、職員が所属する学校及び共同調理場を所管する市町村教育委員会が別に定めるところにより、市町村教育長に苦情の申出をすることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

---

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第15号

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則(平成3年島根県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「(ロ)」を「(イ)」に、「(ハ)」を「(ウ)」に改める。

第6条中「第4条ただし書」を「前項及び第4条ただし書」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

主催事業(宿泊して研修を行うものに限る。)に参加しようとする者は、主催事業ごとに所長があらかじめ定める申込書を提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 1 号

高等学校  
盲 学 校  
ろう学校  
養護学校

県立高等学校等の職員の勤務成績の評定に関する規程（昭和33年島根県教育委員会訓令第 1 号）は廃止し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

### 教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 1 号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

島根県教育委員会職員被服等貸与規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（所属に備え付ける被服）

第 5 条の 2 所属長は、業務において必要と認めるときは、職員が共用する被服を当該所属に備え付け、当該業務に従事する職員にこれを貸与することができる。

2 前項の被服の品目の範囲は、作業衣及び防寒衣とする。

第10条第 1 項中「第98条第 1 項」を「第102条第 1 項」に改める。

第11条中「貸与品管理者」を「所属長」に改め、「貸与品貸与台帳」の次に「（様式第10号）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条 - 第 4 条関係）

1 本庁、教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関（県立学校を除く。）の職員

対 象 職 員	貸 与 品 目	貸与数	貸与期間	着用期間	貸与品管理者
水産練習船神海丸に乗り組む技術職員	冬服（上・下）	1 着	5 年	10月から翌年 5 月まで	高校教育課長
	夏服（上・下）	1 着	5 年	6 月から 9 月まで	
	制帽	1 個	5 年	制服着用時	
	制帽用白カバー	2 枚	5 年	夏服着用時	
	雨外被	1 着	5 年	制服着用時（雨雪又は寒冷の場合に限る）	

	ネクタイ	2 本	5 年	制服着用時	
	作業衣(冬)	2 着	2 年	10月から翌年 5 月まで	
	作業衣(夏)	2 着	2 年	6 月から 9 月まで	
	作業帽	1 個	3 年	必要な時	
	安全靴	1 足	3 年	必要な時	
文化財課又は埋蔵文化財調査センターに勤務し、埋蔵文化財の調査に従事する職員	作業衣(冬)	1 着	3 年	10月から翌年 5 月まで	文化財課長
	作業衣(夏)	1 着	2 年	6 月から 9 月まで	
	長靴	1 足	2 年	必要な時	
	安全靴	1 足	2 年	必要な時	
	雨衣	1 着	2 年	必要な時	

2 県立学校職員

対 象 職 員	貸 与 品 目	貸与数	貸与期間	着用期間	貸与品管理者
養護教諭、養護助教諭、理科及び家庭科実習担当教員	白衣	2 着	3 年	必要な時	高校教育課長
農林、水産、工業、商業(機械保守専任に限る。)の実習担当教員	作業衣(冬)	2 着	4 年	10月から翌年 5 月まで	
	作業衣(夏)	2 着	4 年	6 月から 9 月まで	
特殊教育学校の校長	作業衣(冬)又はトレーニングウェア	1 着	4 年	10月から翌年 5 月まで	
	作業衣(夏)又はトレーニングウェア	1 着	4 年	6 月から 9 月まで	
特殊教育学校の教員、主任寄宿舎指導員、実習主任、寄宿舎指導員、実習助手	作業衣(冬)又はトレーニングウェア	2 着	4 年	10月から翌年 5 月まで	
	作業衣(夏)又はトレーニングウェア	2 着	4 年	6 月から 9 月まで	
水産練習船わかしまねに乗り組む技術職員	作業衣(冬)	2 着	4 年	10月から翌年 5 月まで	
	作業衣(夏)	2 着	4 年	6 月から 9 月まで	
	作業帽	1 個	3 年	必要な時	
	雨合羽	1 着	3 年	必要な時	
	長靴	1 足	3 年	必要な時	
	安全靴	1 足	3 年	必要な時	
	防寒衣	1 着	3 年	必要な時	
主任校務技術員、主任介助員、校務技術員、介助員	作業衣(冬)又はトレーニングウェア	2 着	4 年	10月から翌年 5 月まで	
	作業衣(夏)又はトレーニングウェア	2 着	4 年	6 月から 9 月まで	
	作業帽	1 個	3 年	必要な時	
	雨合羽	1 着	3 年	必要な時	
	長靴	1 足	3 年	必要な時	
	ズック	1 足	3 年	必要な時	
	防寒衣	1 着	3 年	必要な時	

学校栄養主幹、主任学校栄養士、学校 栄養士、主任調理師、調理師	調理服（冬）又は白 衣	3 着	3 年	10月から翌年 5 月まで	
	調理服（夏）又は白 衣	3 着	3 年	6 月から 9 月まで	
	作業ズボン又はス カート	3 着	3 年	必要な時	
	長靴	1 足	1 年	必要な時	

様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。



## 附 則

- 1 この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の規定により貸与を受けている貸与品については、この訓令による改正後の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の相当規定により貸与を受けているものとみなす。

